

与信管理をはじめするには？ - 準備編 -

1.はじめに

この度は、本資料を閲覧いただきありがとうございます。

「与信管理には正解がない」といわれています。

それは、「この与信管理を行えば100%不良債権発生を防げる」という絶対的な方法がないためです。

そのため、既に与信管理を行っている大手企業でさえも、長年にわたりノウハウを蓄積しながら、試行錯誤を重ね与信管理を行っています。

本資料では、与信管理を行う上での「基本的な事項と流れ」について解説をしていますので、貴社にあった形に「カスタマイズ」していただき、与信管理体制の構築にお役立ていただければ幸いです。

2.準備編で行う「3つのステップ」

与信管理をはじめるとにあたり、その準備として以下の3つのステップを行っていきます。

1.取引先データの整備

取引先に関するデータを共有するための準備を行います。

2. 売買基本契約書等の整備

いざという時に自社に有利となるよう見直しを行います。

3.与信管理のルールづくり

与信管理を行うにあたって、その基礎となる「ルールづくり」を行います。

3.取引先データの整備

ここでは、取引先に関する「正確なデータ」を関係する全ての人把握できるよう、データを整備し、共有することが目的です。

取引先データを整備するにあたっての「3つ」のポイントを解説いたします。

POINT-1

1つの法人は1つの取引先コード設定をして管理をし、法人単位での債権残高・債務残高・受注残高合計を把握できるようにします。

POINT-2

1つの法人について複数の取引口座がある場合には、「枝番」を利用して管理をします。(親コードで集約、子コードで個別管理)

POINT-3

親会社・子会社などのグループ会社がある場合には、取引先コードは別々に管理しますが、グループ会社全体の債権残高・債務残高・受注残高合計も把握できるようにして管理をします。

→ 次ページのサンプルをご参照ください。

(参考)取引先データサンプルイメージ

POINT 1

この部分は、弊社ホームページ「与信管理資料庫」メニューにて詳しく解説しています。

ここでは、「債権残高」のみですが、「債務残高」「受注残高」もわかるように管理します。

POINT 2

POINT 3

取引先コード	100100-00	自社担当部署	1001	第一営業部
		自社営業担当	31-0025	田中 一郎
企業名	株式会社AAA			
本社住所	東京都中央区銀座〇-〇-〇			
登記上の本社	東京都中央区日本橋〇-〇-〇			
電話番号	03-****-****	FAX番号	03-****-****	
請求部署名	経理部	担当者名	佐藤 〇男 様	
取引条件	月末締 翌々月末現金振込	取引開始年月日	1990/4/1	

評点	88	保証金	無	与信限度額	75,000	千円
格付	A	担保	無	債権残高合計	58,000	千円
				与信限度超過額	-17,000	千円

債権残高内訳	20**年**月**日現在		
100100-01	本社	25,000	千円
100100-02	大阪支社	21,000	千円
100100-03	名古屋支店	12,000	千円
			千円
			千円

関連会社内訳	グループ会社債権残高合計	68,300	千円
200300-00	株式会社AAB	8,800	千円
280400-00	株式会社AAX	1,500	千円
			千円

連絡事項

2013/6/25 2013/3期決算書取得 格付B→Aに変更
2005/4/1 先方担当者変更

添付資料

[取引基本契約書.pdf](#) [2013/3期決算書.pdf](#) [企業概要201304.pdf](#)

4. 売買基本契約書の整備

いざという時に自社にとって有利となるよう、現在の売買基本契約書の雛型を下記を参考に見直しを行いましょう。事業内容などによっても内容は異なりますので、弁護士の方に相談のうえ、作成されることをお勧めいたします。

債権保全上、売買基本契約書に盛り込むことが望ましい条項の例

① 期限の利益喪失条項

民法上では、破産手続開始決定を受けたときや担保の滅失や損傷、減少時に、「期限の利益」を主張できないと定められていますが、「支払に遅延が発生したとき」といった条文を記載しておくことで、支払遅延時に残債務全額の支払いを即時に求めることが可能になります。

② 所有権留保条項

多くの場合、商品の納品時にその所有権は売主から買主に移転しますが、この条項を盛り込むことで、支払が完了するまで商品の所有権は、売主に留保させることができます。ただし、「善意の第三者」に転売されてしまうと効力は及びません。

③ 商品引揚条項

一定の事由(債務不履行、契約解除など)が発生した場合に、商品を引き揚げるができるという条項です。
商品の確認のため、立入りできる権利を定める場合もあります。
こちら、「善意の第三者」に転売されてしまうと効力は及びません。

④ 出荷停止・制限条項

契約を解除することなく、出荷の停止や制限を行うと、契約違反となり、損害賠償を請求される場合があります。
この条項を盛り込むことで、買主の信用状況の悪化や、景況の変化など売主の判断において、出荷の停止や制限を行うことができます。

⑤ 合意管轄条項

契約に関する紛争について予め管轄の専属的裁判所を指定する条項です。
遠隔地との取引時において、自社の近くにしておくことで、裁判となった場合、遠方に出廷する必要がなくなります。

5.与信管理のルールづくり

与信管理を行うにあたって予め決めておきたい基本項目は以下のとおりです。

- ① 審査・管理を行うために収集する情報とその入手方法
- ② 取引先の格付基準、格付に応じた取引条件基準
- ③ 与信限度額の設定基準
- ④ 新規取引時の審査フロー
- ⑤ 継続取引先の管理フロー
- ⑥ 信用不安発生時の行動フロー
- ⑦ 支払遅延発生時の行動フロー
- ⑧ 倒産情報入手時の行動フロー

① 審査・管理を行うために収集する情報とその入手方法
新規取引の審査と継続取引先の管理に分けて明記します。

(例)

新規取引の審査

- ・登記関連(商業・不動産・債権譲渡・動産譲渡)→インターネット
- ・企業概要→調査会社A
- ・決算書→直接入手または調査会社A
- ・調査レポート→調査会社AまたはB、(希望与信〇〇円以上の場合のみ)
- ・過去の定性情報→調査会社AまたはC

継続取引先の管理

- ・営業日報→担当営業
- ・取引実績表(取引推移・回収状況等)→経理部
- ・定性情報→調査会社AまたはC

- ・登記関連(商業・不動産・債権譲渡・動産譲渡)→インターネット
※必要に応じて取得

- ・決算書→直接入手または調査会社A
※年1回取得。入手できない場合には企業概要にて業績データを取得→調査会社A

©2013 TOSHO Co., Ltd. All Rights Reserved.

② 取引先の格付基準、格付に応じた取引条件基準

新規取引先の審査時、継続取引先の定期的な見直し時における
自社の格付基準、取引条件基準を明記します。

※自社格付の方法については、弊社ホームページの
「与信管理資料庫」メニューもあわせてご参照ください。

(例)

格付基準・取引条件基準

S(格付ウエイト 1.7): 自社評点90～(手形可、回収サイト150日以内)

A(格付ウエイト 1.3): 自社評点75～89(手形可、回収サイト120日以内)

B(格付ウエイト 1.0): 自社評点65～74(手形可、回収サイト90日以内)

C(格付ウエイト 0.7): 自社評点55～64(手形不可、回収サイト45日以内)

D(格付ウエイト 0.5): 自社評点50～54(前金取引のみ、または2か月分の保証金相当の保全必要)

E: 自社評点～49(取引不可)

③ 与信限度額の設定基準

格付に応じた与信限度額の設定基準を明記します。

(例)

- ① 自社純資産×10%(一定割合)×格付ウエイト
- ② 自社売上債権×10%(一定割合)×格付ウエイト
- ③ 希望与信額

与信限度額=①・②・③の最も低い金額

※与信限度額の設定方法については、弊社ホームページの
「与信管理資料庫」メニューもあわせてご参照ください。

④ 新規取引時の審査フロー

⑤ 継続取引先の管理フロー

新規取引時の審査の流れや、継続取引先の管理方法などを明記します。

(例)

新規取引時の審査申請の流れ

- ① 新規取引申請書提出(営業担当～上長承認)→情報収集・分析・格付(審査部)
→協議・取引可否判断(営業部長・審査部長)→承認、与信限度額・取引条件設定

- ⑥ 信用不安発生時の行動フロー
- ⑦ 支払遅延発生時の行動フロー
- ⑧ 倒産情報入手時の行動フロー

取引先の信用状況に変化があった場合、迅速に対応できるよう、予め「行うべきこと」を明記しておきます。チェックリストなどで管理、共有することで、漏れや遅れを防止します。

(例)

取引先の「倒産情報」を入手した場合

【営業部】

- ✓ 営業部長、関連部署に報告
- ✓ 現地、担保物件等確認(張り紙の有無、他債権者動向、営業状況など)
- ✓ 自社納品物の確認、引揚げ対応

【審査部・経理部】

- ✓ 倒産情報の裏付け(真偽確認)
- ✓ 売掛債権残高、買掛債務残高、保全状況の確認
- ✓ 取引基本契約書、担保契約書、債権書類(注文書・注文請書など)の確認
- ✓ 出荷停止、支払停止指示
- ✓ 担保権実行準備